

国自旅第210号
平成24年6月29日
一部改正 平成26年1月24日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「高速乗合バス表示ガイドライン」の策定について

今般、国土交通省自動車局及において、別紙のとおり「高速乗合バス表示ガイドライン」を改定したところであり、貴局におかれては、高速乗合バスを運行する乗合バス事業者に対し、同ガイドラインの周知徹底を図るよう、適切に指導されたい。
なお、本件については、関係者あて別添のとおり通知したので申し添える。

附 則（平成26年1月24日 国自旅第399号）
この通達は、平成26年1月27日より施行する。